

子どもの医療費助成事業

●町の補助対象拡大について

項目	補助基準等	
	令和5年9月まで	令和5年10月から
対象年齢	通院：中学校卒業まで 入院：中学校卒業まで	通院：18歳まで 入院：18歳まで
所得制限	なし	なし

●対象者数等

区分	人数	歳出予算額
0歳～15歳	約4,500人	116,699千円
16歳～18歳	約930人	11,084千円
計	約5,430人	127,783千円

## 葉山町養育支援短期入所事業実施要綱（案）

### （目的）

第1条 この要綱は、児童を養育している家庭の保護者が、疾病その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由等によって家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設等において当該家庭の児童を一定期間、養育・保護することにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

### （実施主体）

第2条 事業の実施主体は、葉山町とする。ただし、事業の運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託することができるものとする。

### （事業の種類及び内容）

第3条 事業は、短期入所生活援助（ショートステイ）事業（以下「ショートステイ事業」という。）及び夜間養護（トワイライト）事業（以下「トワイライト事業」という。）とする。

### （ショートステイ事業）

第4条 ショートステイ事業は、児童を養育している家庭の保護者が疾病その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由等によって家庭における児童の養育が一時的に困難となり、当該児童に対する虐待・ネグレクトを未然に防止する必要がある場合に、児童福祉施設等において一時的に、養育・保護する事業とする。

2 ショートステイ事業を利用できる者は、町内に住所を有する満3歳から18歳未満の児童で、前項に掲げる事由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となったもので町長が認めたものとする。

3 ショートステイ事業の利用期間は、7日以内とする。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めた場合には、必要最小限の範囲内で延長することができるものとする。

4 ショートステイ事業は、一時的に養育・保護を必要とする児童に対し適切な処遇が確保される施設（以下「実施施設」という。）に委託して行うものとする。

### （トワイライトステイ事業）

第5条 トワイライトステイ事業は、児童を養育している家庭の保護者が疾病その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由等によって帰宅が恒常的に夜間にわたるため、児童に対する生活指導又は家事の面で困難を生じている場合に、児童福祉施設等において、生活指導、夕食の提供等を行う事業とする。

2 トワイライトステイ事業の実施時間は原則として午後5時から午後10時までとする。

3 トワイライトステイ事業を利用できる者は、町内に住所を有する満3歳から18歳未満の児童で、第1項に掲げる事由により家庭において養育を受けることが困難とな

ったもので町長が認めたものとする。

4 トワイライトステイ事業は、対象児童に生活指導、夕食の提供等を行える実施施設に委託して行うものとする。

(実施施設)

第6条 この事業の実施施設は、あらかじめ町長が指定した児童養護施設等とする。

(利用の申請)

第7条 ショートステイ事業又はトワイライトステイ事業の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、葉山町養育支援短期入所事業利用申請書（第1号様式）により町長に申請しなければならない。

(保護の依頼)

第8条 町長は、利用申請書に基づいて速やかに審査し、適当と認める場合は、実施施設の長（以下「施設長」という。）に対し葉山町養育支援短期入所事業利用受入依頼書（第2号様式）により保護の依頼を行うものとする。

(保護の決定)

第9条 前条の受入依頼を受けた施設長は、その承諾の可否について速やかに町長に対し葉山町養育支援短期入所事業利用受入承諾（不承諾）書（第3号様式）により通知することとし、町長は葉山町養育支援短期入所事業利用決定（非決定）通知書（第4号様式）により保護者に通知するものとする。

(児童の送迎)

第10条 児童の送迎について、次の各号の間においては当該各号の者の責任及び負担において行うものとする。

(1) 居宅と実施施設の間 保護者

(2) 町内保育所、学校等と実施施設の間 実施施設

(保護者の負担)

第11条 この事業を利用する児童の保護者は、入所後の養育又は保護の委託に要する経費の一部について、別表に定める利用者負担額を負担するものとする。

(関係機関との連携)

第12条 町長は、この事業の円滑な運営を図るため、実施施設と連絡を密にするとともに、児童相談所、ファミリーサポートセンター、民生委員児童委員等の関係機関と十分な連携を図るものとする。

(その他)

第13条 この要綱の定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年 月 日から施行する。

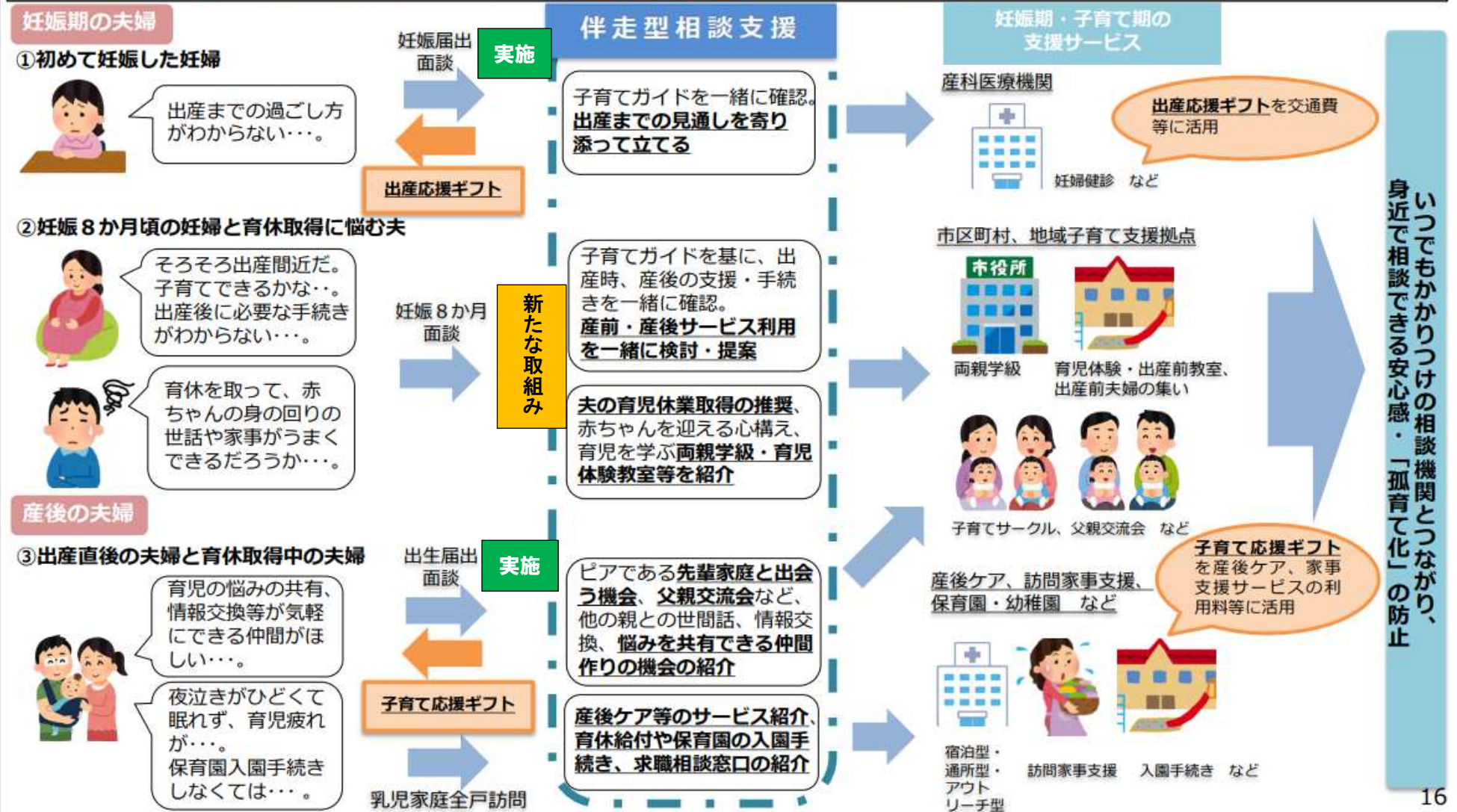
別表（第 11 条関係）

区分	ショートステイ事業 利用者負担額	トワイライトステイ事業 利用者負担額
生活保護世帯	0円	0円
ひとり親世帯	1泊2日 1,000円 以降1日毎 500円追加	500円
町民税非課税世帯	1泊2日 2,000円 以降1日毎 1,000円追加	1,000円
町民税課税世帯	1泊2日 4,000円 以降1日毎 2,000円追加	2,000円

※ひとり親世帯は、ひとり親医療証給付世帯を指す。

# 伴走型相談支援の面談実施イメージ（全体像）

- 孤立感や不安感を抱く妊婦や子育て家庭が少なくない状況に鑑み、**全ての妊婦や子育て家庭を対象**
- 出産・育児の見通しを立てるための面談は①**妊娠届出時**、②**妊娠8か月前後**、③**出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間**で実施
- 面談の**対象者**は、**妊婦・産婦（夫・パートナー・同居家族も一緒に面談することを推奨）**



●民間保育所等施設整備費補助金及び放課後児童健全育成事業施設整備費補助金について

(単位：千円)

補助金名	区分	定員	予算額(R5・6) 債務負担行為	うち R5 予算額	財源内訳			備考
					国	県	町	
民間保育所等施設整備費補助金	保育園部分	90	108,300	59,565	52,946	—	6,619	保育所等整備交付金
	幼稚園部分	165	130,275	71,651	47,767	—	23,884	認定こども園施設整備交付金
	小計	255	238,575	131,216	100,713	—	30,503	
放課後児童健全育成事業施設整備費補助金	学童部分	40	21,796	11,988	7,991	1,997	2,000	子ども・子育て支援施設整備交付金
	計	295	260,371	143,204	108,704	1,997	32,503	